◆運営規定の概要

事業の目的　指定訪問の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。

運営の方針 ・　ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
- ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
- ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村及びその保健所や　近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

◆ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業員数、業種	勤務の体制
看護師　　6名	常勤　5名　非常勤　1名（午前9時～午後17時）
PT・OT・ST　0名	常勤　0名　非常勤　0名（午前9時～午後17時）

◆営業時間

営業日	月曜日～金曜日　（休業）土、日、祝祭日
営業時間	９：００～１７：００ 常時２４時間、利用者やその家族からの電話等による連絡・対応体制を整備する。

◆利用料

1　ステーションは、基本利用料として健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、又は介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受け取るものとする。
①医療保険
健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく額を徴収する。
②介護保険
介護保険で居宅サービス計画書(別紙参照)に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の１割もしくは2割を徴収するものとする。
但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2　ステーションは基本利用料のほか看護師等の訪問看護の提供が次の各号に該当する時は、その他の利用料として、支払いを利用者から受け取るものとする。
①保険適用外の訪問看護を行った場合
②ステーションは、実費負担の利用額として、訪問看護に必要なおむつ代等に要する費用を利用者から受けるものとする。

介護保険での基本ご利用料

１回のご利用料金	ご利用料金（１０割）	お客様負担額　1割	お客様負担額　2割
３０分未満	５，３６９円	５３７円　（４７１単位）	１．０７４円　（４７１単位）
３０分以上６０分未満	９，３８２円	９３８円　（８２３単位）	１．８７６円（１．６４６単位）
６０分以上９０分未満	１２．８５９円	１．２８６円（１．１２８単位）	２．５７２円（２．２５６単位）

ご利用者様の状態・症状により以下の利用料金が加算されます。（1ヶ月に１回）

加算名称	ご利用料金（１０割）	お客様負担額（１割の場合）　＊2割負担の場合あり	
特別管理加算Ⅰ・Ⅱ	２．８５０円・５，７００円	（２５０単位）・（５００単位）	２８５円・５７０円
緊急時訪問看護加算	６．８４０円	（６００単位）	６８４円

医療保険での基本ご利用料

	訪問日	1日につき
訪問看護管理療養費Ⅰ	月初日	７．４４０円
	２日目以降	３．０００円

	訪問看護実施者の職種	１日につき
訪問看護基本療養費Ⅰ （１回の訪問時間は２時間まで）	保健師、看護師、理学・作業療法士	５，５５０円（週３日まで）
		６，５５０円（週４日から）

ご利用者様の状態・症状により以下の利用料金が加算されます。（1ヶ月に１回）

加算名称	1ヶ月につき	
特別管理加算Ⅰ・Ⅱ	Ⅰ ５．０００円※重症度の高い方	Ⅱ ２．５００円
２４時間対応体制加算	６．８００円	

介護保険・医療保険とも

永眠時のケア	２０．０００円
キャンセル料金	事前にご連絡頂けなかった場合は全額、請求致します。